

## 卵管鏡下卵管形成術の費用について

### 【高額療養費】

卵管鏡下卵管形成術（FT）は、健康保険適用の手術ですが、保険点数が高いため、通常、自己負担にて下記のお支払いが必要となります。

- ・片側の治療 ... 約 14 万円（健康保険 3 割負担の場合）
- ・両側の治療 ... 約 28 万円（健康保険 3 割負担の場合）

しかし、FT は高額療養費制度の対象となりますので、**ご自身で手続きをしていただき、事前に認定証をご提示いただければ**、お支払いは自己負担限度額までとなります。

※自己負担限度額は、個人の所得額に応じて異なります。

### 自己負担限度額の上限（1ヶ月あたり）

所得区分	自己負担限度額目安
月額 83 万以上	約 260,000 円
月額 53 万～79 万円	約 170,000 円
月額 28 万～50 万円	約 90,000 円
月額 26 万円以下	約 60,000 円
低所得者（住民税非課税等）	約 36,000 円

### ★申請方法（認定証の交付）

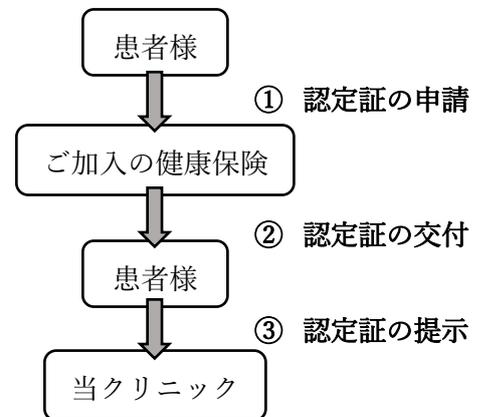
ご自身が加入している公的医療保険（健康保険組合・国民健康保険等）に、高額療養費の支給申請書を提出、または郵送し、認定証の交付を申請してください。

※FT 当日までに認定証のご提示がなかった場合は、従来通り、自己負担分の治療費を全額お支払いいただきます。その後、療養費の申請をしていただきますと、自己負担限度額との差額が、後日、ご加入の医療保険の保険者より支給されます。

### 保険種別申請先

保険の種類	申請先
健康保険組合	各健康保険組合担当窓口
協会けんぽ	協会の各都道府県支部
船員保険	協会の各都道府県支部
共済組合	各共済組合担当窓口
国民健康保険	各市町村の担当窓口

健康保険限度額適用認定証	
平成 年 月 日交付	
記号	番号
被保険者 氏名	男女
生年月日	平成 年 月 日
通称	氏名
通称	氏名
住所	〒 年 月 日
受給年月日	平成 年 月 日
受給期限	平成 年 月 日
適用区分	
所在地	
保険者	



※手続きの詳細は、ご勤務先の保険担当者、もしくは保険者に直接お問い合わせください。

### 【民間保険会社診断書】

FT は、民間保険（生命保険等）の手術給付金の対象となります。

診断書の申請は、保険会社発行の診断書をご提出ください。

書類作成料として、3,500 円頂戴いたします。